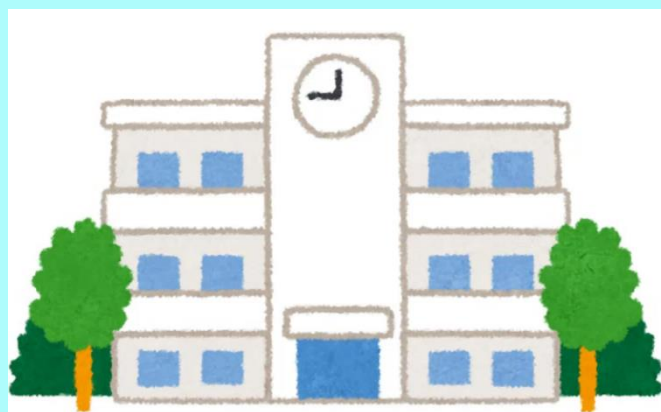


新型コロナウイルス感染症対策 学校運営ガイドライン

(学校再開ガイドライン改訂版)



令和2年(2020年)5月
甲賀市教育委員会

【令和2年(2020年)6月1日改訂】

【令和2年(2020年)6月25日改訂】

【令和3年(2021年)1月25日改訂・名称変更】

【令和3年(2021年)4月26日改訂】

【令和4年(2022年)5月9日改訂】

【令和4年(2022年)6月3日改訂】

【令和4年(2022年)12月1日改訂】

【令和5年(2023年)4月1日改訂(5月7日まで)】

登校前・登下校時

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱や風邪等の症状がある場合は必ず自宅で休養する。
- 混雑した電車やバスを利用する場合は、会話を控えるとともにマスクの着用を推奨する。
- 登校後、各教室に入る前に手洗いを確実に行う。

学校生活

- こまめに手洗いをを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう工夫する。
- 換気は、気候上可能な限り常時、対角線上2方向の窓を同時に開けて行うようにする。冷暖房時も同様に換気を行うこととする。
- 蛇口・ドアノブ・手すり・スイッチなどの共有部分は、できるだけ触れる回数を減らし、1日1回は消毒する。
- 室内においては、児童生徒間の身体的距離を確保するとともに、一斉に大声を出すことは控える。
- 校内に咳エチケット等のポスターを掲示し、児童生徒への指導を徹底する。(★参考ポスター P2)
- 各教科の授業において、感染対策を行った上で、学習活動の範囲を考慮する。

- 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面において感染症対策を行うこととする。
- 更衣室等での更衣の際は、短時間の利用とすることや、多人数で利用しないことで、密集を防ぐ。
- 修学旅行等、児童生徒が密集して長時間活動する学校行事については、実施方法を検討する。



参考ポスター：内閣官房「新型コロナウイルス感染症の対応について」：感染予防のために、できること

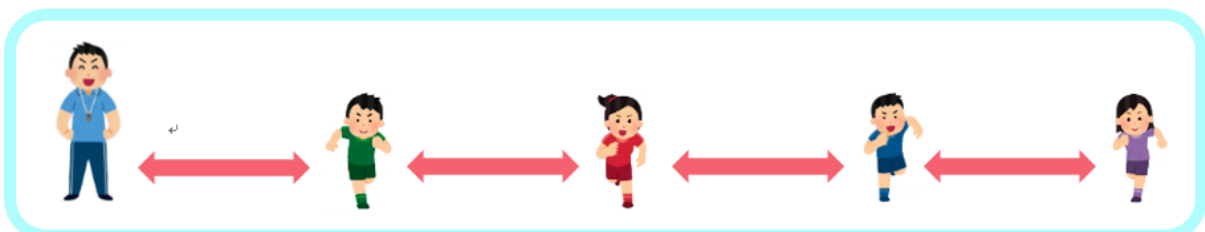
給食・食事

- 食事の前後には、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- 衛生的な服装で給食の配膳を行う。
- 食事をする際には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m 程度）を確保するなどの措置をすることにより、「黙食」は必要ないこととする。
- 食事中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。



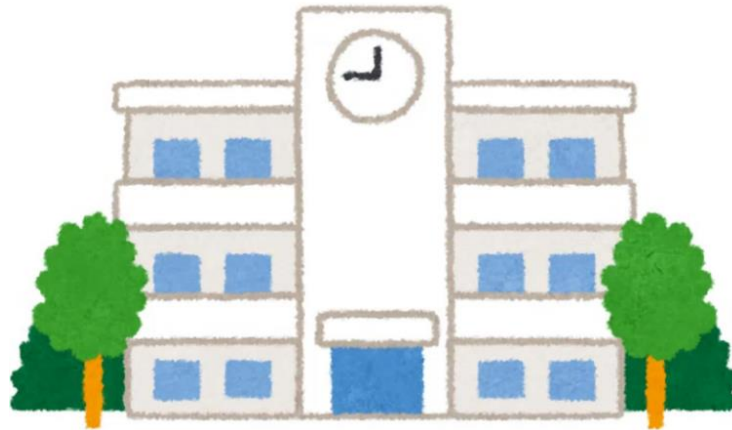
部活動

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、顧問や部活動指導員の指示のもと実施する。
- 学校生活と同様に、手洗い・水分補給・換気・アルコール消毒など、基本的な感染対策を徹底した上で実施する。ただし、運動を伴う活動については、体育の活動に準ずる。
- 活動に際しては、生徒間の距離をできるだけ空けて、大声での会話や発声は避ける。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間・活動場所の重なりを避けるなど、人の密度を下げる工夫を行う。
- 疲労により感染リスクが高まるため、過度な運動は控える。
- 更衣室等での更衣の際は、短時間の利用とすることや、多人数で利用しないことで、密集を防ぐ。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる児童生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。



休業等の基準

- 児童生徒や教職員が、感染または感染の可能性がある場合は、学校に連絡し、学校は市教委に報告する。この場合、児童生徒や教職員は、自宅待機とする。
- 学級閉鎖や学年閉鎖等の措置については、保健所からの指導や学校医との相談等のうえ、決定する。



改訂のポイント

- 「健康観察の記録表」の提出について（削除）
- 登下校について（変更）
- マスクの着用について（変更）
- 給食、食事の場面について（変更）